

麻生の浦大橋 2 号橋（一般県道鳥羽阿児線）の通行規制について

一般県道鳥羽阿児線（麻生の浦大橋 2 号橋）について、橋梁調査を行ったところ、橋梁上部工のケーブルに損傷があることが判明し、**片側交互通行、重量制限（8 t 以上通行止め）**の規制をしています。現在、詳細調査を行っており、この調査結果を基に補修方法等の検討を進めていきます。

道路利用者の方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

通行規制の概要

（1）通行規制の区間

一般県道鳥羽阿児線 麻生の浦大橋 2 号橋を含む約 2 5 0 m 区間
（住所：鳥羽市浦村町）

（2）通行規制の内容

片側交互通行 及び 重量制限（8 t 以上通行止め）

（3）規制期間

調査に伴う現在の規制期間について

令和 3 年 2 月 2 6 日～ 9 月上旬（予定）

調査結果を踏まえた安全性検証後、引き続き補修工事を行う予定です。その際の通行規制については、規制内容が明らかになった時点で改めてお知らせします。

三重県志摩建設事務所保全課

0 5 9 9 - 4 3 - 9 6 2 6